

# 障害のある方に対する職業訓練に 協力していただける事業所を募集!!



## ☆ 訓練の目的

企業等を委託先として、事業所現場等を活用し実践的な職業能力の開発・向上を目指した職業訓練を行います。

## ☆ 訓練の概要

内 容 : <実践能力習得訓練コース>  
企業等の実際の作業現場で、作業実習などを中心とした実践的な訓練を行います。

訓練期間 : 1カ月～3カ月（1月あたり100時間程度）

訓練定員 : 1名～

指導担当 : 訓練生5名につき、1名の指導担当者を配置してください。

備 考 : 職業訓練の内容を検討する際には、県立高等技術学校の障害者職業訓練コーチ・障害者職業訓練コーディネーターがお手伝いをします。

## ☆ 訓練対象者

次の要件のいずれにもあてはまる方

- ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの手帳等を所持している方  
又は発達障害をお持ちの方等で、公共職業安定所長の受講指示または受講推薦等を受けることのできる方
- ②職業訓練受講及び就職に意欲を有し、受講する事により職業自立が見込まれる方

## ☆ 訓練委託先

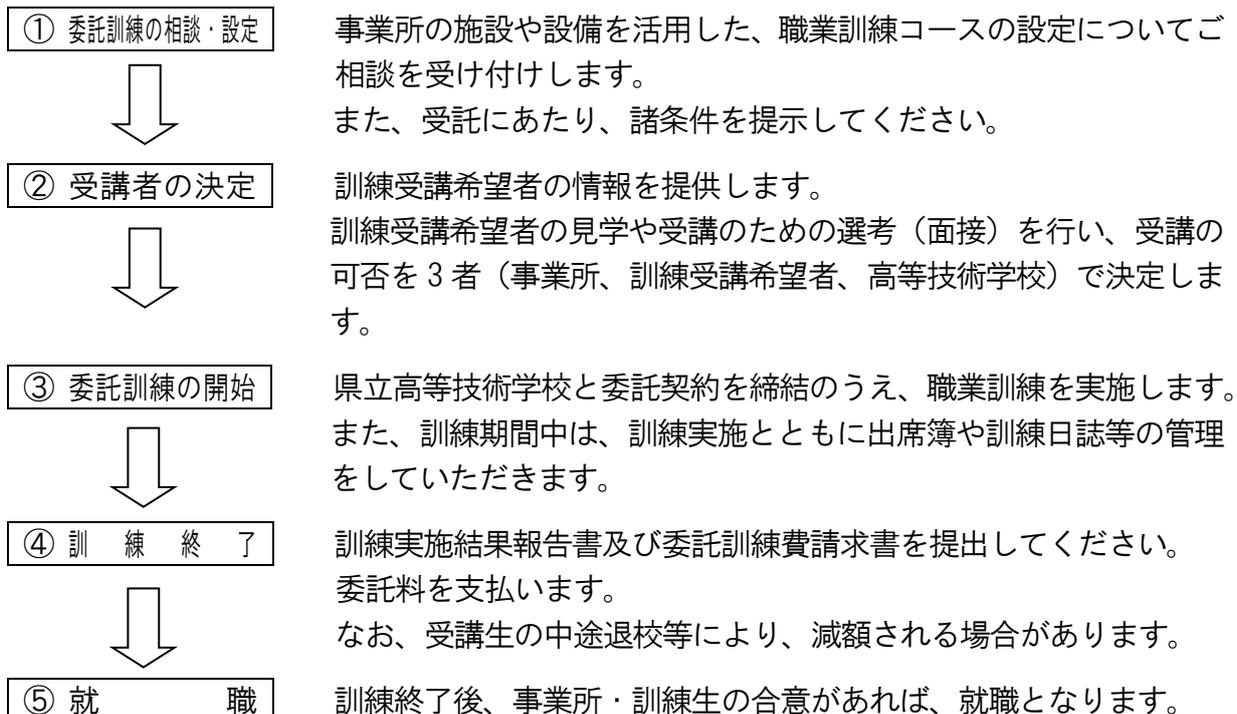
企業・社会福祉法人・特定非営利活動法人・民間教育訓練機関等で、障害者が就職に必要な知識・技能を習得でき、受託しようとする職業訓練に類似した人材育成をしており、就職に結びつく安定した職業訓練が実施できる事業所とします。（障害の特性を理解し、障害に応じた訓練を実施できること。）

## ☆ メリット

- ・ 訓練生の適性や能力を見極めることができ、有能な人材の確保ができます。
- ・ 訓練生の人数や期間に応じて委託料が支払われます。
- ・ 訓練生への賃金等の支払いの必要はありません。

※ 委託料 : <中小企業等である場合>訓練生1人につき月額9.6万円（外税）を上限  
<中小企業等以外の場合>訓練生1人につき月額6.4万円（外税）を上限  
訓練終了後、実績に応じて支払います。ただし、訓練生の中途退校等により、減額となる場合があります。

## <委託訓練フロー>



## ☆ その他

- ① 職業訓練受託の可否については、受託希望施設からの相談等に基づき、総合的判断のうえ県で決定します。  
なお、訓練生等の都合により、訓練が実施できない場合があります。
- ② 委託訓練の指導者は、訓練生5名につき1名の割合で配置してください。  
なお、障害の種別や程度、状況に応じ、指導者を適宜増員するものとします。
- ③ 職業訓練の実施に際し、実践的な職業能力の習得を図るために、訓練目標を定めていただきます。
- ④ 訓練期間中は、職業訓練に関係のない作業に従事させてはいけません。
- ⑤ 安全衛生、作業条件などについては、労働基準法及び安全衛生法の規定に準ずる取り扱いをしてください。
- ⑥ 訓練期間中は、訓練生の労災事故に備え、県負担で労災保険の特別加入をします。

## ☆ お問い合わせ、ご相談は

香川県立高等技術学校 高松校	〒761-8031	高松市郷東町 587-1	電話 087-881-3171
香川県立高等技術学校 丸亀校	〒763-8513	丸亀市港町 307	電話 0877-22-2633
香川県商工労働部労働政策課	〒760-8570	高松市番町 4-1-10	電話 087-832-3367